

**令和7年度 機関誌「NICO press」制作・発送準備等業務委託に係る  
公募型企画提案競技 実施要領**

公益財団法人にいがた産業創造機構  
企画・総務グループ 企画チーム

本企画提案競技は、令和7年度予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

## 1 目的

この要領は、令和7年度の機関誌「NICO press」制作・発送準備等業務の委託先を選定するにあたり、企画提案を募り、「NICO press」制作・発送準備等業務委託候補者を選定することに関して必要な事項を定める。

## 2 委託業務の内容・提案内容

別添「令和7年度 機関誌「NICO press」企画提案仕様」（以下「企画提案仕様」という。）による。

## 3 見積限度額

8,395,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 参加資格

- (1) これまでに同様の業務に関する実績があり、かつ、本業務を的確に遂行する経営基盤、資金等を有し、確実な履行が見込まれる者であること。
- (2) 新潟県内に本社または事業所を有する者であること。
- (3) 納付が義務付けられている都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と

社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 5 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和7年2月12日（水）	公募開始
2月17日（月）	質問受付締切（17時00分までに必着）
2月20日（木）	質問に対する回答（機構ホームページに掲載）
2月25日（火）	参加申込書提出期限（正午までに必着）
3月3日（月）	参加資格確認結果通知
3月10日（月）	企画提案書等提出期限（17時00分までに必着）
3月17日（月）	審査会（プレゼンテーション）
3月下旬	委託候補者決定

## 6 質問事項について

要領、企画提案仕様について不明な点がある場合は、以下の方法により質問すること。

### (1) 質問方法

質問票（様式1）を電子メール（[kikaku@nico.or.jp](mailto:kikaku@nico.or.jp)宛）により提出すること。

### (2) 提出期限

令和7年2月17日（月） 17時00分【必着】

### (3) 回答方法

令和7年2月20日（木）までに、機構ホームページに掲載する。

## 7 参加申込及び資格要件の確認結果の通知

### (1) 参加申込

#### ア 提出書類

以下の資料を各1部（⑦については各5部）提出すること。

①参加申込書（様式2）

②定款の写し

③登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合）

④決算書又は事業報告書等の写し（直前1事業年度の収支及び資産状況がわかるもの）

⑤都道府県税の滞納がない旨の証明書

⑥法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

⑦法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

#### イ 提出期限

令和7年2月25日（火）正午【必着】

## ウ 提出方法

下記「12 問合せ先」の事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、提出先宛に到着確認の電話を行うこと。

### (2) 資格要件の確認結果の通知

参加申込書を提出した者全員に対し、令和7年3月3日（月）までに参加資格の確認結果の通知を書面で行う。（電子メールで送付）

### (3) 参加の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は「参加申込辞退書」（様式3）を提出すること。

## 8 企画提案書の提出等

### (1) 提出書類

①企画提案仕様に基づいた実際の機関誌サイズの表現案（デザインラフ）

②企画提案仕様2ページ「3 提案を求める内容」に記載の項目に沿った企画書

※任意様式で、A4版片面印刷で30ページ以内、横書き、左綴じとし、文字サイズは11ポイント以上で作成すること（注釈は11ポイント未満でも可）。

※企画提案仕様3(1)～(5)までの内容を記載すること

③制作・発送準備等業務に関わる見積書（様式任意）（令和7年度及び3か年分）

※見積の総額及び内訳についてできるだけ詳細かつ具体的に積算すること。

※見積条件に基づく令和7年度（全6回）の見積書に加え、参考に、最長で令和9年度まで継続した場合の3か年分（全18回）の見積書についても提出すること。

### (2) 提出期限

令和7年3月10日（月） 17時00分【必着】

### (3) 提出方法

上記①～③のPDFデータを電子メール（[kikaku@nico.or.jp](mailto:kikaku@nico.or.jp)宛）により提出すること。

また、①及び②は、現物各5部を、下記「12 問合せ先」に郵送又は持参すること。

### (4) その他

- ・参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- ・提出期限後における提出書類の追加、差替え、再提出は一切認めない。
- ・提出された書類等は理由の如何を問わず返却しない。
- ・提出書類の作成及び提出に関連して必要となる経費については、提案者の負担とする。

## 9 審査

### (1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、外部有識者を含む審査会においてヒアリング（プレゼ

ンテーション方式)により審査を行う。

ただし、書類等を受付後、必要に応じて追加説明資料の提出を求められることがある。また、内容に疑義等がある場合は、事務局により個別にヒアリングを行うことがある。

※応募多数の場合等は、審査会の前に書類審査を行う。

## (2) 審査会の開催日

令和7年3月17日(月)

※時間・会場等については、企画提案書を提出した者に対し、別途通知する。

## (3) 審査基準

提案内容について、主に以下の項目について総合的に審査する。

ア 表現力(文章表現・デザイン)

イ 実施体制、制作スケジュール

ウ 提案能力(より充実させるための提案、読者目線による独自の改善策)

エ 関連事業の実績

オ 見積額及び積算根拠の妥当性

## (4) 審査結果

審査会において最も優れた提案を行った者(以下「最優秀提案者」という。)と次点の者を決定する。

審査結果は全ての参加者に書面で通知する。

## 10 契約の締結等

(1) 機構は、最優秀提案者との間で、委託業務に関して必要な協議を行う。ただし、合意に至らなかった場合は、次点の者と必要な協議を行う。

(2) 契約に当たっては、企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議の上、決定する。

(3) 契約条件等は、別紙「NICO press 制作・発送準備等業務委託契約書(案)」のとおり。

## 11 その他

### (1) 企画提案書等の取扱い

- ・参加申込書及び企画提案書の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・企画提案書の著作権は、原則として企画提案書を提出した提案者に帰属する。また、著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。
- ・提出された企画提案については、提案者に無断で、本公募以外の目的で使用しないものとする。
- ・提案書等の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。

## (2) 情報公開

- ・契約者の名称は公表される。
- ・本公募に関わる情報の公開が求められた場合は、「公益財団法人にいがた産業創造機構情報公開規程」及び「新潟県情報公開条例」に基づき、処理を行う。ただし、公開により、提案者が有する権利、競争上の地位、その他正当な権利を害するおそれがあるものについては非公開とする。

## (3) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ①参加資格を失った場合又は参加資格がないことが判明した場合。
- ②提出した書類に虚偽又は不正の記載があることが判明した場合。
- ③この要項において示した条件に反した場合又は著しく逸脱した場合。
- ④社会的に非難される事件を起こした場合。
- ⑤倒産し、若しくは解散した場合。
- ⑥資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められる場合。
- ⑦正当な理由なくして契約の締結に応じない場合。
- ⑧その他委託事業者に指定することが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合。

## 12 問合せ先

公益財団法人にいがた産業創造機構 企画・総務グループ 企画チーム

住所：〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル 11階

電話：025-246-0038

電子メール：kikaku@nico.or.jp